

平成30年度第1回

東京都医療審議会

会議録

平成30年7月26日

東京都福祉保健局

(午後 4時59分 開会)

○鈴木医療政策課長 定刻少し前ではございますが、委員の皆様、おそろいでございますので、ただいまから、平成30年度第1回東京都医療審議会を開会させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。議事に入りますまでの間、私、福祉保健局医療政策部医療政策課長の鈴木が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、新たに委員に就任された方のご紹介をいたします。

上西委員でございます。

○上西委員 公立昭和病院の上西でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木医療政策課長 鳥海委員でございます。

○鳥海委員 健康保険組合東京連合会の鳥海でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木医療政策課長 続いて、委員の出欠状況でございますが、木村委員、遠藤委員、井伊委員、武井委員、河村委員、南委員、以上の6名の方からご欠席のご連絡をいただいております。

なお、こちら東京都側でございますが、局長以下、また、事務局であります医療政策部の職員も出席しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、定足数の確認でございます。東京都医療審議会規程第3条により、本審議会は委員の過半数の出席により、成立するとされております。現在、委員数は24名で、過半数は13名でございます。本日は18名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の配付資料でございます。お手元の資料は資料1から資料6-2までございます。議事の都度、資料についてもあわせてご説明いたしますので、落丁等ございましたら、事務局のほうにお申しつけください。

それでは、ここで、福祉保健局長の内藤から委員の皆様へ一言ご挨拶を申し上げます。

○内藤福祉保健局長 着座にて、大変失礼いたします。今、ご紹介いただきました、福祉保健局長の内藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

7月9日付で着任いたしました。まだほやほやでございますが、いろいろ行き届かないところはあろうかと思いますが、さまざまな面でご示唆、ご指導いただければと思っています。よろしくお願い申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、日ごろから東京都の保健医療行政に多大なるご協力をいただきまして、本当に心からお礼を申し上げます。

また、本日、多用なところ、この会にご出席を賜りましたことを、あわせて厚く御礼申し上げたいと思います。

本日は、6件の地域医療支援病院の承認につきまして、皆様にご審議いただくことに

なっております。地域医療支援病院は、患者が身近な地域で医療を受けられるよう、地域の医療機関を支援する役割を担うだけでなく、地域医療構想の実現に向けて、必要な医療機能の分化、連携を進めるに当たって、その中心的な役割を担うことが期待されております。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

さて、ことしの3月には本審議会でご答申いただき、第7次の東京都保健医療計画を策定させていただきました。今後、さらに少子高齢化が進展する中にありましても、質の高い医療、介護サービスを提供し続け、東京都地域医療構想の中で掲げた、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる東京を実現していくために、予防から治療、在宅療養に至るまでの各段階の取り組みを局一丸となって注進してまいりたいと考えております。

引き続き、委員の皆様にお力添えを賜りますよう、重ねてお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木医療政策課長 それでは、早速ではございますが、これからの進行は小林会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○小林会長 了解いたしました。本日も、会議、活発なご議論をお願いしたいと思います。

会議次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日は、議事が1件と、それから報告事項が1件、予定されています。

まず、議事のほうですが、地域医療支援病院の承認についてということです。地域医療支援病院の承認につきましては、当審議会が諮問を受けて、その内容を審議するということになっております。

それでは、まず、諮問をお受けしたいと思います。よろしく申し上げます。

○鈴木医療政策課長 それでは、諮問をさせていただきたいと存じます。

委員の皆様方には、机の上に諮問文の写しをお配りしてございますが、私のほうから、諮問文を読み上げさせていただきたいと存じます。

医療法第4条第2項に基づき、別記6病院を地域医療支援病院として承認することについて、貴審議会の意見を求めます。

平成30年7月26日。

東京都知事、小池百合子。

裏面にお進みください。

記。

東邦大学医療センター大橋病院、国立成育医療研究センター、東京北医療センター、都立墨東病院、東海大学医学部付属八王子病院、町田市民病院。

以上でございます。

○小林会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの諮問案件についての審議に入りたいと思います。

まず、事務局より、諮問案件の具体的な説明をお願いいたします。

○西塚医療安全課長 それでは、事務局より地域医療支援病院の名称承認につきましてご説明させていただきます。

それでは、本日付資料の4-1をごらんください。初めに、地域医療支援病院とは、でございます。ここでは、地域医療支援病院の概要について記載してございます。

地域医療支援病院につきましては、平成9年に施行されました第3次医療法改正の際に、従前の総合病院にかわり新設された制度でございます。

こちらの資料4-1にございますように、地域で開業されている医師等からの紹介患者に対する医療の提供や病院が有している高額医療機器の共同利用などを通じて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援し、効率的な医療提供体制の構築を図ることを目的とした制度でございます。

次に、目的の二つ下、承認要件でございます。

1番目でございますが、紹介患者に対する医療を提供する体制が整備されていることが承認要件となっております。こちらにつきましては、紹介率あるいは逆紹介率が一定以上の割合になっていることが要件となっております。具体的に、紹介率80%以上、または紹介率65%以上、かつ、逆紹介率40%以上、または紹介率50%以上、かつ、逆紹介率70%以上、この三つのいずれかを満たしていることが条件となっております。

その下の2番ですが、共同利用させるための体制が整備されていること。

3番は、救急医療を提供する能力を有していることとございまして、こちらは(1)救急自動車により搬送された患者の数が1,000以上であること。または、(2)救急自動車により搬送された患者の数が救急医療圏、東京都の場合は二次保健医療圏を指しますが、この人口の0.2%以上あることのいずれかを満たしていることとなっております。

その下、4番の地域の医療従事者に対する研修を行わせる能力を有することについては、当該病院以外の地域の医師以外の医療従事者を含む研修を年間12回以上、主催することを要件としています。

このほか、5番は、病床数が200以上。

6番と7番は、省令で定める要件に適合する、例えば集中治療室等の必置施設を有することなどを条件としております。

次に、その下、四つ目の箱の開設者でございますが、1番にあるように、国、都道府県、区市町村、社会医療法人に加えまして、2の厚生労働大臣が定めるものといたしまして、公的医療機関、また、医療法人、学校法人なども含まれております。

次のページをごらんいただきます。こちらは、先ほどお話が出ました、平成30年3月に改定いたしました第7次の東京都の保健医療計画の抜粋でございます。390ページが、地域医療支援病院の位置づけについて記載してございます。

このイの地域支援病院の3パラ目ですけれども、平成29年11月までに34病院が承認され、第6次計画の島しょを除く全ての二次保健医療圏において、一つ以上、地域医療支援病院を確保するという目標は既に達成したところでございます。

さらに、その裏面、391ページの上から三つ目の丸のところでございますが、地域医療支援病院の制度創設当初と比較して、この病院を取り巻く状況や位置付けは大きく変化しており、そのあり方については、現在、国において検討を進めているところでございますが、当面の間、都では、引き続き承認要件を満たしていることを確認しながら、承認を出していきたいという位置づけをとっているところでございます。

続きまして、次の資料4-2をごらんいただきます。こちらは、東京都における地域医療支援病院の一覧でございます。白抜き部分が、これまで承認いたしました33病院でございます。網かけ部分が本日お諮りする6病院となっております。なお、東邦大学医療センター大橋病院につきまして、既に承認をしているところでございますが、移転に伴いまして、今回、新たに新規の承認案件としまして、6病院の中に含まれております。

続きまして、資料5-1でございます。今回お諮りいたします地域医療支援病院の名称を使用したい旨、病院から知事の承認を求めてきた案件6件でございます。

それでは、次のページの5-2以降につきましては、各病院申請者から出てきた審査表となっておりますので、各病院の申請に基づきまして、1病院ずつご説明をこれからしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、資料5-2でございます。こちらは、東邦大学医療センター大橋病院の審査表でございます。

この病院は、区西南部二次保健医療圏にございまして、開設者は学校法人東邦大学でございます。前回、3月の審議会で説明申し上げましたが、病院が公道を挟んだ向かいに移転して新規開設をしたということで、新たに承認申請を審査していただくことになっております。

病院の概要といたしましては、記載のとおりでございますが、重点医療、上の箱の真ん中のところにありますが、救急医療、脳卒中医療、がん診療、心臓循環器医療を掲げております。

また、指定等についてですが、東京都指定二次救急医療機関、東京都脳卒中急性期医療機関、東京都がん診療連携協力病院のほか、ごらんの指定等を受けております。

病床数は、一般病床319床でございます。

次に、審査項目でございます。同じページの①ですけれども、紹介患者に対する医療の提供につきましては、昨年度、平成29年度の紹介率が76.0%、逆紹介率が92.9%でございます。これは、左の要件イ、紹介率65%以上、かつ逆紹介率40%以上、もしくはウ、紹介率50%以上、かつ逆紹介率70%以上を満たしています。

続いて、②施設の共同利用に関する体制の整備でございますが、こちらもごらんいた

だくように、共同利用の範囲から共同利用に関する規定の整備まで、全て基準を満たしていることを確認しています。

また、③の常時、救急患者に対し医療を提供できる体制を確保することにつきまして、医療従事者の体制が確保され、診療施設も整備されていることを東京都が確認しております。

平成29年度に救急自動車により搬送された患者の数でございますが、3,949人ございまして、これは左の要件アの救急自動車搬送患者数1,000以上を満たしております。

次のページに移りまして、裏面です。④地域の医療従事者に対する研修の実施につきましては、ごらんの実績がございました。年間12回以上の研修を主催していることを確認しております。

また、⑤200床以上の病床ということですが、病床数319床となっております。

⑥集中治療室等の必置設備、施設の条件については、ごらんとおり、要件を全て満たしてございました。

⑦諸記録を閲覧できる体制の整備についても、体制がとれており、基準を満たしていることを確認しています。

⑧運営委員会の設置につきましては、委員会をごらんの構成で設置しているということをごらん等でご確認ください。

⑨につきましては、患者からの相談に適切に応じられる体制の確保、こちらにつきましても要件を満たしていることを確認しております。

続く3ページ目ですけれども、今回の申請に当たりまして、当該病院の考え方について提出を受けたものです。内容の一部をご紹介します。2パラ目、地域に於いては、急性期・回復期・慢性期機能を持つ病院が点在し、プライマリケアを担うかかりつけ医がおり、それぞれの医療機関と切れ目のない連携をより一層緊密にし、基幹病院として地域完結型の医療を提供していく所存ですとの記載があります。

以上が、東邦大学医療センター大橋病院に関する事項でございます。

続く、資料5-3に移ります。国立研究開発法人国立成育医療研究センターでございます。

こちらは、区西南部二次保健医療圏にございまして、開設者は、国立研究開発法人国立成育医療研究センターでございます。

病院の概要でございます。記載のとおりでございます。四つ目の重点医療については、小児救命救急医療、産科・周産期医療、小児内科全般、小児の外科系診療、小児発達障害を掲げております。

また、次の指定等でございますが、東京都小児救命救急センター、東京都指定二次救急医療機関のほか、ごらんの指定を受けております。

病床数につきましては、一般490床でございます。

続いて、中段から次にかけて審査項目です。①紹介患者に対する医療の提供については、29年度紹介率は89.8%、逆紹介率が51.9%で、要件のア及びイを満たしてございました。

続いて、②から次のページの⑨につきましても、いずれも要件を満たしておりますので、ご確認いただければと思います。

続いて、3ページ目、今回の申請に当たっての病院の考え方についてご提出をいただいたものでございます。内容の一部を紹介いたします。

当病院の特徴として、小児・周産期領域の高度専門医療の提供と開発を行っていること。小児慢性特定疾患の患者の継続的、かつ高度な専門医療を行っていくには、地域医療連携の推進が不可欠であることや、救急外来では、軽症から最重症まで全ての小児患者を受け入れていること等の記載があります。

地域医療支援病院の承認を受けることで、さらなる小児・周産期の高度専門医療と地域医療連携が促進されるものと確信しているとの記載がございます。

以上が、国立研究開発法人国立成育医療研究センターの状況でございます。

恐れ入ります。資料5-4をごらんください。3件目、公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センターでございます。こちらは、区西北部二次保健医療圏にございまして、開設者は公益社団法人地域医療振興協会でございます。

まず、病院の概要でございます。記載のとおりでございまして、重点医療については、地域医療、周産期医療、救急医療、災害時医療、へき地医療を掲げています。

続いて、指定等ですが、東京都指定二次救急医療機関、周産期連携病院のほか、ごらんの指定を受けています。

病床数については、一般343床でございます。

続いて、七つの審査項目です、①の紹介患者でございますが、29年度の実績、紹介率が51.7%、逆紹介率が84.7%でございまして、要件のウを満たしてございます。

②から次のページの⑨の要件につきましても、いずれも必要な要件を満たしてございましたので、ご確認いただければと思います。

続いて、3ページ目、今回の申請に当たって、病院の考え方について提出を受けたものです。内容の一部を紹介いたします。

当病院が力を入れている医療が、地域医療、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療であること。指定を受けている脳卒中急性期医療機関、CCUネットワーク、周産期連携病院、東京都難病医療協力病院、災害拠点病院としての役割を發揮していくとの記載がございます。

今後は、さらに地域の医療機関との連携を密にとりながら、紹介、逆紹介、共同利用、救急医療、災害医療など地域の中核病院としての機能を、今後一層担えるようにしていくとのことでございます。

以上が、公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センターの状況でございます。

恐れ入ります。続いて、資料5-5、4番目、東京都立墨東病院でございます。こちらは、区東部二次保健医療圏にございまして、開設者は東京都でございます。

まず、病院の概要でございます。記載のとおりでございまして、重点医療については、救急医療、周産期医療、感染症医療、精神科救急医療を掲げています。

指定状況については、高度救命救急センター（三次救急）、東京都指定二次救急医療機関、総合周産期母子医療センターのほか、ごらんの指定を受けています。

病床数につきましては、一般病床719床、精神病床36床、感染症病床10床がございまして、

中段から次ページにかけての九つの審査項目でございますが、①の紹介患者に対する医療の実績ですが、29年度の紹介率69.1%、逆紹介率が64.4%で、要件のイを満たしています。

②から次のページ、要件の⑨につきましては、いずれも必要な要件を満たしておりますので、ご確認いただければと思います。

続いて、3ページ目、病院が提出いたしました今回の地域医療支援病院承認に向けてでございます。内容の一部を紹介いたします。

このたび、地域医療支援病院の申請に当たり、高額医療機器の共同利用を初め、高度専門医療や行政的な対応が必要な医療等を地域の方々に提供するため、地域の医療機関との連携を強力に推進していくことや、墨東病院運営協議会を設置し、地域医療とともに支える方々と協働して、当院の業務状況の確認や当院に求められる地域医療支援策などを協議する場も創出しているとの記載がございまして、

以上が、東京都立墨東病院の状況でございます。

恐れ入ります。資料5-6でございます。5件目、東海大学医学部附属八王子病院でございます。こちらは、南多摩二次保健医療圏にございまして、開設者は、学校法人東海大学でございます。

病院の概要でございます。記載のとおりでございまして、重点医療については、循環器医療、消化器医療、脳卒中・神経医療、産婦人科・小児医療、先進医療を掲げています。

指定等につきましては、東京都指定二次救急医療機関、東京都地域救急医療センターのほか、ごらんの指定を受けています。

病床数につきましては、一般500床でございます。

中段から以降でございます。九つの審査項目でございますが、①の紹介患者の実績ですが、29年度の紹介率は65.9%、逆紹介率72.2%で、要件のイ、及び要件のウ、いずれも満たしてございます。

②から次のページの⑨につきましても、いずれも要件を満たしてございましたので、ご確認いただければと思います。

3 ページ目、今回の申請に当たっての当該病院の考え方について提出をいただきました。内容の一部を紹介いたします。

当病院は、二次救急医療機関として断らない救急をモットーに、主に市内で発生する救急搬送を中心に受け入れを行っているとの記載がございます。

また、同市内にある東京医科大学八王子医療センターと八王子市及び八王子医師会との4者による医療連携協定を締結しており、小児、周産期の夜間当番日を設定するなど、地域のニーズに適切に対応できるよう医療体制を整えているとのことでございます。

以上が、東海大学医学部附属八王子病院の状況でございます。

次に、資料5-7をごらんいただきます。町田市民病院でございます。こちらは、南多摩二次保健医療圏にございまして、開設者は町田市でございます。

病院の概要でございますが、記載のとおりでございます。重点医療については、脳卒中医療、循環器疾患医療、救急医療、小児周産期医療、災害時医療を掲げています。

次の指定等ですが、災害拠点病院、東京都指定二次救急医療機関、東京都地域周産期母子医療センターのほか、ごらんの指定を受けています。

病床数は、一般447床でございます。

九つの審査項目ですが、①の紹介患者に対する医療の提供の実績、29年度の紹介率ですが65.9%、逆紹介率51.8%でございます。要件のイを満たしております。

要件の②から次のページの⑨につきましても、いずれも要件を満たしております。

次に、3 ページ目、町田市民病院が提出いたしました地域医療支援病院の承認に当たっての考え方でございます。内容の一部を紹介いたします。

町田市内で唯一のNICU病棟・小児科病棟・緩和ケア病棟を有しており、地域から求められている二次医療・救急医療・周産期医療・緩和医療などを提供しているとのことでございます。

また、地域中核病院としての急性期医療を提供するため、入院や手術などの専門的な医療を必要とする患者の紹介を受け入れ、症状が落ち着いた患者は、地域医療機関を紹介することで、地域医療機関との役割分担を進めているとの記載があります。

以上が、町田市民病院の状況でございます。

以上をもちまして、地域医療支援病院の名称使用について、知事の承認を求める6件につきましても、審査票のご説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○小林会長 ありがとうございます。

それでは、諮問案件につきまして、委員の皆様のご意見、質問をお伺いしたいと思います。六つの病院から申請が出ておりますが、どちらの病院でも結構ですので、どうぞ自由にご意見、質問がありましたらお願いします。

どうぞ、安藤委員。

○安藤委員 どうもありがとうございました。うち、今、地域医療構想という流れがあるので、各病院さんが四つの区分のうち、どのようなところを報告されているのかというのがあるとうわかりやすいのかなと。

それと、東京都は入退院支援に対してさまざまな研修もされてきているので、ここら辺の病院さんが、ちゃんと入退院支援の加算の1をとっているか、そういった地域との連携の一生懸命度がわかるという、何かそういうのがあるといいかなと思いました。よろしくをお願いします。

○小林会長 いかがでしょうか。

○西塚医療安全課長 では、初めの機能別、地域医療構想との整合性のことだと存じておりますが、まず、病床機能別のというのは、今回、審査の対象となっていないということである一方で、国のほうからも地域医療構想実現のための地域医療支援病院のあり方について、今、検討会が行われているということで、当然、今後、地域医療構想成長会議の中で公的病院に地域医療支援病院は位置づけられますので、より今度、地域医療構想実現に向けたことにつきましては、より高いこういった地域のニーズを酌んで協力していくという責務を持って、これから臨んでいただくということになってまいりますので、地域医療構想調整会議の中でも、今後、そういったすり合わせなどもしていけたらと思っておりますが、今後の審査内容に含めるかどうかにつきましては、引き続き承認案件の見直し等の国の動きとあわせて検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

あと、二つ目の退院支援の体制につきましてですが、専用のこういった室を設けたり、また、退院に向けた地域とのケースワークの状況などについてが承認要件ということで、その活動状況は把握させていただいているところでございます。

その退院支援の加算を取っているかどうかのところについては、申しわけありません。今、資料がないところなんですけど、今後はしっかりとそういったところの加算状況なども見て、実績として評価できるようにしてまいりたいと思っております。

○小林会長 ほかによろしいでしょうか。

どうぞ、猪口委員。

○猪口委員 今に関連になります。地域医療支援病院の目的、資料4-1の一番最後のところに、効率的な医療提供体制の構築を図ることと書いてあります。これは、かかりつけ医とかかりつけ歯科医等の支援というふうに書いてありますけれども、今や地域医療構想というところで考えると、逆紹介とか紹介率ではかれるだけではなくて、他の医療機関、特に連携を図るべき病院との連携こそが、これからはすごく大事になってくるだろうと思います。

指標云々かんぬんというよりも、あり方として、こういった地域医療支援病院は地域の医療を支援するのであって、かかりつけ医のみを支援するのではないということ、

ぜひこの審査票の中に決意表明のような形で考え方が出ておりますけども、そういうところに盛り込んでいただきたいと思っています。

大体のところは、そういうぐあいに書いてはございますけれども、地域の捉え方として、非常にやっぱり二次医療圏だけに的を絞ったような書き方をしていたり、実態として、例えば成育医療センター等は、世田谷で的を絞って地域医療と書いてありますけれども、東京の区部の小児の医療、それからちょっとその西のほうも含めた形で、非常に広範囲な小児の医療を担っていることは確かだろうと思います。

そういうところとどういうふうに連携をとるのかとか、そういう意識の上で自分たちの診療圏を意識して、しっかりとした実態と合った考え方を書いていただけるようになっていただけると、ありがたいなと思います。

審査結果を左右するものではございませんけれども、今後の東京都の地域医療支援病院に求めることとして、ちょっと発言をさせていただきました。

以上です。

○小林会長 貴重なご意見をありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

私のほうから、ちょっと形式的な質問になりますけれども、今回、国立研究開発法人が申請案件に1件含まれていますが、先ほどの資料4-1の説明のところ、開設者のところでは具体的に明示されていませんけど、これは含まれているということでしょうか。

○西塚医療安全課長 国立の独立行政法人としての国立病院機構、また、この国立研究開発法人についても開設者は国ということで、医政局のほうで整理されているということを確認してございまして、こちらの国立研究開発法人につきましても、地域医療支援病院を開設できる国の中に含まれているということを確認しております。

○小林会長 了解いたしました。

ほかに、ご意見、質問、いかがでしょうか。

どうぞ、樋口委員、お願いします。

○樋口委員 ちょっと素人的な質問を一つ、二つ。ちょっと今、頭を整理しますね。すぐ思いついたことを言ったほうがいいな、やっぱりぼやぼやしないで。

この地域医療支援病院というのは、きょう、6件出てきていますね。それで、私なんかも名前を知っている病院が——この6件についてどうのこうのという趣旨ではありません、これから申し上げるのは。ちょっと一般的な質問で恐縮なんですけれども、もう既に幾つものところでこの資格をとっている、それで、申請が来ている。第一問は、国のほうで承認要件は決めていますよね。申請が来て、承認要件に当たっているということを確認するというので、それ以上の裁量権がこちらにあるわけではないと思ってよろしいですよ。

○小林会長 まず、最初の質問、お願いします。

○西塚医療安全課長 ありがとうございます。医療法の4条の1項では、先生が今、おっしゃっていただいているように、要件に該当するものが知事の承認を得て、この名称独占である地域医療支援病院を称することができるということでございますが、全くそういった裁量がないのかということについてですけれども、自治体によっては審議会の意見を聞いて、例えば望ましい規定も結構、国のほうではございまして、医療機能評価機構をとっていなければだめとか、いろんな要件をさらに自治体ごとに設けているところもございます。

○小林会長 この委員会が諮問を受けているので、注文とか、あるいは要望をつけることはよろしいんじゃないかと思えます。私の私見ですけど。

○樋口委員 ありがとうございます。その上で、じゃあ二つ目の質問は、きょう申請に上がってきているところは、もちろん事前のテストというのかな、それをちゃんとクリアしていますよということなんですけれども、全体のちゃんとした名前と呼べないけど、地域医療保健計画でしたか、医療保健計画かな。とにかく東京都の計画の中で、地域医療支援病院というのは、やっぱりこのぐらいの数はあってほしいねというところにまではまだ到達しなくて、こうやって申請が上がってくれば、裁量権の行使でもいいんですけども、さらにやっぱりどんどん認めようという話なのか、これ、診療加算とも関係があるので、いやいや、やっぱりある種の適正な数の地域医療支援病院というのは何かめどみたいなものはあるのかどうかということなんです、二つ目の質問は。

○小林会長 いかがでしょうか。

○西塚医療安全課長 全く、先ほど4-1の中に保健医療計画第7次の390ページ、391ページに示しております、樋口委員のおっしゃっていただいているように、数値目標からすれば二次医療圏ごとに、島しょを除き、全ての医療圏に一つ以上ということが昨年度までに達成はできたところでございまして、上限は逆に言うと今回、7次の策定に当たり、幾つという数値目標は今回、掲げていないと。

それは、ちょうど地域医療支援病院のあり方自体、国のほうでも今、整理をして、どういった形にモデルがえをしていくかも含めて、今、検討されているということで、こういった動向も見ながら、地域に必要な病院として都としてもどんどんふやしていったらいいのか、厳しくしていったらいいのかというところを、今後また議論していくことにしておりますので、今回の計画上は上限を設けたりということもなく、ここに書いてあるとおり、承認要件を満たしているかどうかはしっかり確認をした上で、認めていこうという記載になってございます。

○樋口委員 ありがとうございます。

○小林会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、奥田委員。

○奥田委員 すごく変な質問ですけれども、今、国が規定をどうするかと決めている最中

に申請するというのは、どういう意味なんですかと、普通は思いますけど、いかがですか。

○小林会長 いかがでしょうか。

○西塚医療安全課長 地域医療支援病院のあり方検討については、もうずっと平成9年から三度ほど大きな承認要件の見直しなどしている中で、やはり時々、紹介率が7割以上なければできなかつた時代から、今度、逆紹介も入れて少し緩和されると、やはり申請がたくさん上がってきたりというような、こういった多くなったり、少なくなったりという傾向はあるものの、時代を経ながらもこういったところが手が挙がってきているということがございます。

承認をした後も、東京都では年に一度、業務報告を課しておりますので、仮に今後、承認要件が厳しくなったとしても、その新しい承認要件をさらに満たすように、また監督をしていくところでございますので、承認要件が厳しくなる前に駆け込みでということが、そんなことはさせないように厳しく今後も監督をしてまいりますので、今回のことにつきましては、今の現行の承認要件でご審議いただければと思っております。

○小林会長 当面は、地域医療支援病院のコンセプトというか、重要性に関しては変更はなくて、基準が若干変わる可能性がありますということに備えたいということですね。ということでいいでしょうか。

ほかにもしないようでしたら、時間の都合もございますので、議論はこのあたりで終わりにしたいと思います。

どうも活発なご意見、ありがとうございました。

特に、委員の皆様から反対というご意見はなかったようですので、当審議会といたしましては、この諮問案件について、適当と認めるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林会長 ありがとうございます。

では、諮問のありました地域医療支援病院の承認の件は、適当というふうに認めることにいたします。

答申書につきましては、私のほうで後ほど作成をしまして、都のほうにお渡しをしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林会長 ありがとうございました。

それでは、議事を進めたいと思います。

もう1件は、報告事項になります。届出による診療所の一般病床設置について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○西塚医療安全課長 引き続きまして、医療安全課長の西塚でございます。

まず、説明に入ります前に、医療法人部会の委員の先生の異動がございましたので、

この場をかりてご報告させていただきます。

今回より、本審議会委員に新たにご就任いただきました鳥海委員におかれましては、前任者の委員に引き続きまして、医療法人部会の委員もお願いしたいと思っておりますので、この場をかりてご報告させていただきます。

それでは、届け出による診療所の一般病床設置について、ご説明させていただきます。資料6-1をごらんいただきます。

届出による診療所の一般病床の設置制度を利用した診療所の一覧でございます。こちらにつきましては、平成19年度の医療審議会において、届出による診療所の一般病床の設置についての基準についてご審議をいただいて、これまで4種類、6-1の資料の右から4列目の特例の種類というところに、4種類の分類においては許可ではなく、届出で病床を設置できるということで認めてきたところでございます。

その4種類ですが、一つ目は、居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所、これはこちらの一覧表4-1ある中で15。二つ目の、へき地に設置される診療所。三つ目が、産科医療の提供の推進のために必要な診療所、こちらは26でございます。四つ目が、小児医療の提供の推進のために必要な診療所の四つについては、届出のみで病床が設置できるということでございます。

平成30年7月1日現在で、今、申し上げたのが26件ございますが、恐れ入ります、前回ご報告して以降、届出のあったところが38番から41番までの4件でございます。居宅等医療が3件、産科医療が1件、新たに届出によって有床診療所が設置されております。

なお、今、申し上げたのは、旧の基準ということになりまして、前回の審議会でお諮りいたしました資料6-2、こちら前回の審議会の資料でご決定いただいた、新たな基準でございますが、下線部が変更点でございます、5番の救急医療の提供というものが、新たに今後、今年度から受け付けを開始したというものでございます。

なお、こちらの新たな次回の届出につきましては、年に今度、一度ということで、審議会の報告事項とさせていただきますので、また、今年度につきましては、年度末の審議会において、届出状況をご報告させていただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○小林会長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

今、説明がありました報告ではなくて、今年度から審議事項になるということではなかったですか。

○西塚医療安全課長 失礼いたしました。審議事項ということで、年度末のときに、こちらの届出の診療所につきましてお諮りすることになってございます。

○小林会長 平成30年4月から申請のあった件に関しては審議事項になります。この資料6-1に出ているのは、昨年度までの申請ということで報告ということですよ。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項についても、これで終わりにしたいと思います。

用意されている議事は、この2件で終わりですが、事務局のほうから何か追加はございますでしょうか。

○鈴木医療政策課長 本日は、熱心なご審議をいただき、また、貴重な意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

使用いたしました資料につきましては、お持ち帰りいただくか、机上に残していただければ、後日、私ども事務局のほうから郵送いたします。

また、お車でいらっしゃる方で駐車券をご利用になる場合には、事務局へお声かけください。よろしく願いいたします。

また、本日、この審議会終了後、18時を目途に医療法人部会をこの会場で、引き続き開催させていただく予定でございます。部会委員の皆様には、引き続きでございまして大変遅くまで申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

こちらの会場、部会用にレイアウト変更いたしますので、部会委員の皆さんも一旦、お席を離れていただいて、また係員がご案内いたしますので、それまでにはご休憩していただければと思います。

事務局からは、以上でございます。

○小林会長 それでは、これをもちまして、本日の東京都医療審議会を終了いたします。

どうも皆様、お疲れさまでした。

(午後 5時48分 閉会)